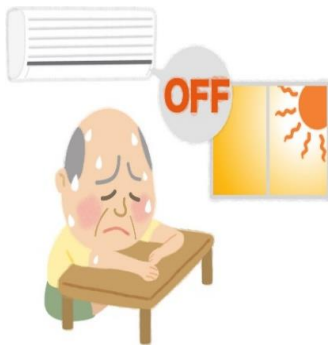


単身高齢入居者への心配

こんにちは！今年も蝉の声が聞こえ始めてくる暑い夏が到来しましたね。今回は、家主様の中でもお悩みになられる単身高齢者に住宅を貸す場合に関してふれてみたいと思います。

高齢で単身にて御入居を希望されているお客様のお話を、家主様にご相談させて頂くと「お身内の方は、近くにお住まいですか？お一人でも、日常生活に不安は無いですか？」です。一番の不安は、誰も気づかず亡くなられる孤独死です。



弊社が、現在取り組んでいる方法として、入居者へ「きずな電話」への加入をお願いしております。毎日、決まった時間に入居者へ電話連絡があり、電話を取った入居者が、アナウンスの数字を返信することで、お身内の方、弊社へメールにて健康状態を知らせてくれるシステムです。しばらく慣れるまで、間違った数字を返信したりで、フォローが必要な場合もあります。

入居者が亡くなっているのに、残置物の処分ができないとしたら、いつまでもそのお部屋を、次の入居者に賃貸できないこととなります。

亡くなられた後の契約解除、残置物処理を円滑に進められるようにと、国交省がモデル契約条項を策定しております（契約時に死後事務委任契約を締結、死亡後を第三者に委任しておく内容です）。

これから契約していくときには、上記委任契約を盛り込んでいくように検討中ですが、今までの契約に対策は必要です。方法として、単身高齢者がお住まいの部屋1室単位で、御加入いただける保険がございます。



地域とのつながりが希薄な現在、高齢者だけでなく単身者も職縁を失えば孤立してしまいます。

家主様、入居者の方が日々安心してお過ごし頂けますよう、私達管理のメンバーも、御協力したいと思います。皆様、暑さ・コロナに負けずお過ごしください！

